

雇児発 0 2 1 4 第 4 号  
平成 2 6 年 2 月 1 4 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

保育所における保健師又は看護師の配置特例の  
全国展開について（通知）

保育行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、乳児を入所させる保育所に係る保育士の数の算定については、乳児 6 人以上を入所させる保育所につき、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限って保育士と見なすことができるとされてきたところではありますが、「厚生労働省令関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 22 年厚生労働省令第 111 号）に基づき、乳児を 4 人以上 6 人未満入所させる保育所についても、特区の認定を申請し、その認定を受けた場合に限り、保健師又は看護師を 1 人に限って保育士と見なして算入することを認めることとしていたところです。

今般、「厚生労働省令関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令」（平成 26 年厚生労働省令第 10 号）を公布、施行し、構造改革特別区域において実施してきたこの保育所における看護師等の配置の特例について全国展開を行うこととしましたので、十分御了知の上、貴管内市町村及び関係者へ周知し、事業が円滑に実施できるようご配慮をお願いいたします。

なお、本通知の発出に伴い、「構造改革特別区域における「保育所における保育士配置要件の緩和事業」について」（平成 22 年雇児発 1014 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）は廃止することとします。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

【本件連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

橋本・西田

電 話：0 3 - 5 2 5 3 - 1 1 1 1

（内線：7 9 1 8）

F A X：0 3 - 3 5 9 5 - 2 6 7 4

E-mail：hoikuka@mhlw.go.jp

◎厚生労働省関係構造改革特別区域法第二十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百二十二号）

改正案	現行
<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等</p>	<p>（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例）</p> <p>第一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十九条第一項に規定する保育所をいい、地方公共団体が設置するものに限る。以下この条において同じ。）について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。以下同じ。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（保育所外で調理し搬入する方法により当該保育所の乳児（児童福祉法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。次条において同じ。）又は満三歳に満たない幼児（同項第二号に規定する幼児をいう。）（以下この条において「乳幼児」と総称する。）に対して食事の提供を行う事業をいう。）を実施することができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のた</p>

（傍線部分は改正部分）

の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一〇五 (略)

## 第二条 (削除)

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の特例)

第三条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター(児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児(児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。))に対して食事の提供を行う事業をいう。)を実施することができる。この場

めの加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一〇五 (略)

第二条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における保育所(児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所であつて、乳児四人以上六人未満を入所させるものをいう。以下この条において同じ。)について、法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る保育所は、保育士配置要件の緩和事業(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号)第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定について、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなして保育を行う事業をいう。)を実施することができる。

第三条 地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における児童発達支援センター(児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターをいう。以下この条において同じ。)について、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る児童発達支援センターは、児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(児童発達支援センター外で調理し搬入する方法により当該児童発達支援センターの障害児(児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。以下同じ。))に対して食事の提供を行う事業をいう。)を実施することができる。この場

合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一〇五 (略)

合において、当該児童発達支援センターは、当該事業を実施することとしてもなお当該児童発達支援センターにおいて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

一〇五 (略)

○児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第五十一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 乳児四人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>	<p>附 則 （経過措置）</p> <p>2 乳児六人以上を入所させる保育所に係る改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限って、保育士とみなすことができる。</p>